

※税の適用に当たっては、法人税法等関係法令・通達を確認し、必ず最寄りの税務署に確認してください。

地域未来投資促進税制 Q&A集

No	質問	回答
1	手続きの基本的な流れを教えてください。	①都道府県が策定した基本計画に則した「地域経済牽引事業計画」について、(都道府県から)承認を受ける必要があります。 ②承認後に先進性等に関する主務大臣による確認を受けるための申請書を提出する必要があります。 ③当該確認が得られた後に設備等の取得をしていただくこととなります。
2	いつまで主務大臣の確認を受ける必要があるのか。	先進性等の主務大臣の確認は、設備等の取得前までに行う必要があります。
3	設備の修繕等を行った場合も対象となるのか。	設備の修繕等は対象となりません。
4	中古品は対象となるのか。	中古品は対象となりません。
5	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるのか。	対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用)、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額(即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等)のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額となります。
6	設備取得の際に国又は地方公共団体から補助金を受けた場合でも、税制の対象となるのか。	はい、原則として対象となります。法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。同様に、「積立金方式」を用いた場合も、税務上の取得価額は補助金額等を差し引いた価額となります。また、補助金の交付年度が翌事業年度になる場合においては、予定交付額を差し引いた価額が税額控除対象金額となります。また、補助金側に併用を制限する場合がありますのでご注意ください。
7	取得価額の判定は、消費税抜きですか。それとも税込みか。	取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。
8	取得とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	機械等の所有権を得たこと、つまり機械等を購入等をしたこと(請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと)を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

※税の適用に当たっては、法人税法等関係法令・通達を確認し、必ず最寄りの税務署に確認してください。

地域未来投資促進税制 Q&A集

No	質問	回答
9	事業の用に供するとは、具体的にどのタイミングを指すのか。	業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえず、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。
10	購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となるのか。	ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能となります。なお、税額控除額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。
11	地域未来投資促進税制は、業種を問わず利用することができるのか。	都道府県により、地域経済牽引事業計画が都道府県の定める同意基本計画に適合すると認められ、さらに主務大臣の確認を受けた事業であれば、業種を問わず利用することができます。
12	圧縮記帳前は取得価額の合計額が最低取得価額(2000万円)以上であるが、補助金を受けた場合に、圧縮記帳後は取得価額の合計額が最低取得価額未満となってしまう場合、本税制措置は使えるのか。	「圧縮記帳」の適用を受けた場合、取得価額の判定は圧縮後の金額でされるため、対象にはなりません。
13	自社で製作した設備を対象とする場合、取得価額には人件費等も含まれるのか。	自社で製作した設備の取得価額算出には、当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額、および当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額が含まれます。
14	他の税制との重複適用は可能か。	同じ減価償却資産で2以上の特別償却・税額控除に係る税制の適用を受けることはできません。
15	地域未来投資促進税制について、税額控除限度額の繰り越しは可能か。	地域未来投資促進税制については、税額控除限度額の繰り越しはできません。
16	地域未来投資促進税制の税額控除限度額について、他の税制の適用を受けている場合にはどのように計算すれば良いか。	他の税制の適用を受ける場合、本税制における税額控除限度額は、その他の税制を適用する前の法人税額の20%を限度とすることとなります。

※税の適用に当たっては、法人税法等関係法令・通達を確認し、必ず最寄りの税務署に確認してください。

地域未来投資促進税制 Q&A集

No	質問	回答
17	地域未来投資促進税制について、同一企業が、設備単位で特別償却と税額控除を使い分けることができるのか。	可能です。例えば、X機械については特別償却、Y機械については税額控除と、同じ資産分類内であっても、設備単位で使い分けができます。
18	設備を共有する場合は、どのような扱いになるのか。	法人税関連の措置については、設備に設定している共有持分に基づき資産計上している資産の取得価額が対象となります。
19	設備等を地域経済牽引事業計画の承認前に取得してしまった場合、当該設備は地域未来税制を利用することはできないのか。	できません。
20	導入する設備について、どの種類の減価償却資産(機械装置、器具備品等)に該当するか。	個々の設備について、機械装置や器具備品等、どの資産として計上するかは、事業者の判断となります。社内の経理担当及び関与税理士にご確認いただき、個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。
21	税制の期限について。	地域未来投資促進税制に係る租税特別措置法の期限は、平成30年度末(平成31年3月31日)までです。
22	申請書の様式は2枚となっていますが、このスペースで書ける量の内容に限定されるのか。	必要に応じてページを追加していただいて構いません。各項目の内容や、事業の先進性に関する内容及び同業他社が存在する場合には同業他社との相違点が、明確に分かる記載をお願いします。
23	(告示第1項第1号イ関係) 「先進性」はどういった基準で判断するのか。	以下の4つの基準で判断します。 ① 開発又は生産する製品の先進性 ② 開発又は提供する役務の先進性 ③ 製品の生産又は販売の方式の先進性 ④ 役務の提供の方式の先進性 詳細については、「地域経済牽引事業計画」のガイドラインをご覧ください。
24	(告示第1項第1号イ関係) 「先進性」は誰が判断するのか。	先進性評価委員が判断します。
25	(告示第1項第2号関連) 「市場の規模」についての「市場」とは、どのような考え方なのか。	既存の分類では当てはまらない恐れがあるため、産業分類ではなく、事業者自らが行う事業に近いと思われる市場を選んでください。また、その市場を選択したことについて、合理的な説明ができることが必要です。

※税の適用に当たっては、法人税法等関係法令・通達を確認し、必ず最寄りの税務署に確認してください。

地域未来投資促進税制 Q&A集

No	質問	回答
26	(告示第1項第2号関連) 「市場の規模」についての根拠資料は何を基に算出すれば良いのか。	政府統計指標や業界団体が発表している資料を参考にしてください。
27	(告示第1項第2号関連) 「計画承認日から5年後までの期間を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高伸び率(%)」についてエビデンス資料の添付は不要か？	(根拠資料がないと確認できないので)どのように伸び率を導き出したかといった根拠資料が必要です。
28	(告示第1項第3号関連) 取得予定価額の計算方法は。	取得予定価額を計算する際には、課税の特例の対象となる機械装置、器具備品、建物、建物附属設備、構築物だけでなく、法人税法第2条第23号に規定されている減価償却資産(工具、船舶、車両運搬具等)を全て合算することが出来ます。
29	(告示第1項第4号について) 複数の事業者が共同で行う事業において、当該基準を満たさない事業者がいた場合についても、1社が認められれば、その他の共同事業者についても、自動的に当該基準を認められたことになるのか。	複数の事業者が共同で行う事業において、当該基準を満たさない事業者がいた場合には、当該基準を満たす事業者のみが確認の対象となります。